

市国運協 第 1 号
令和 5 年 3 月 1 日

市川市長 田 中 甲 様

市川市国民健康保険運営協議会
会 長 栗 林 隆

市川市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

令和 5 年 2 月 6 日付 市川第 20230105-0097 号で諮問のありました市川市国民健康保険税条例の一部改正について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

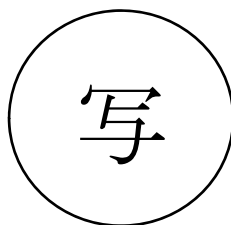
記

1. 国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額の引き上げについて

原案のとおり改正することが、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する点から考えて、適当であると判断する。

【原案】

後期高齢者支援分の課税限度額を 20 万円から 22 万円に改める。



市国運協第2号
令和5年3月1日

市川市長 田中 甲 様

市川市国民健康保険運営協議会
会長 栗林 隆

市川市国民健康保険税の見直しについて（答申）

令和5年2月6日付け市川第20230105-0119号により諮問がありました市川市国民健康保険税の見直しについて、当協議会において慎重に審議した結果、附帯意見を添え、下記の通り答申します。

記

1. 国民健康保険税の見直しについては、現状の保険税負担水準や国民健康保険の収支状況を踏まえ、諮問の通り了承する。

2. 附帯意見

国民健康保険税の見直しのみならず、これまで取り組んできた収納率の向上、被保険者の健康保持増進に向けた保険事業や医療費適正化等のより一層の推進を図り、国民健康保険財政の健全かつ安定的な運営に一層の努力をされたい。